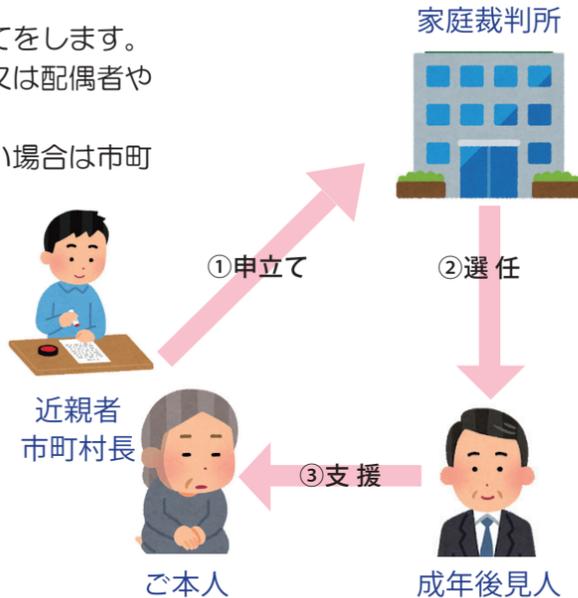


成年後見制度・法定後見

認知症、知的や精神に障がいがあるために、判断する能力が不十分で財産管理や福祉サービスの契約が一人ではできない人に対して、後見人等として選ばれた人や法人などの団体が支援する制度です。

利用するまでの流れ

- ①必要な書類をそろえて、家庭裁判所へ申立てをします。申立てできる人は、支援を受けたいご本人又は配偶者や四親等以内の親族です。ご本人の判断能力が不十分で、親族もない場合は市町村長が申立人となります。
- ②その後、家庭裁判所がご本人の状態に応じて「後見」「保佐」「補助」のいずれかの類型を判断し、それにふさわしい後見人等と支援内容を決定します。
- ③その結果が、ご本人と後見人等に知らされ、支援開始となります。



法定後見の3つのかたち (類型)

類型 (支援者)	支援を受けたい人の状態	支援内容
後見 (成年後見人)	物忘れがひどく、家族の区別もできない	すべての契約などの代理・取消 (日用品の購入等の行為は除く)
保佐 (保佐人)	物忘れが多く、大切な契約が一人ではできない	財産上の重要な解約などの同意・取消や代理
補助 (補助人)	ほとんどのことはできるが、誰かの手助けがあると安心	一部の契約・手続などの同意・取消や代理

※成年後見人等を監督する監督人が選任される場合もあります。

成年後見人等の仕事の内容

●できること



- 印鑑や預金通帳の維持管理
- 財産の管理や処分
- 確定申告や税金の支払い
- 福祉、介護、医療サービスの内容確認や調整、サービス提供事業者との契約
- 在宅生活に関する相談など

●できないこと



- 身体介護や日常的な買い物、掃除、洗濯などの家事
- 手術など重要な医療行為の同意
- 保証人や身元引受人になること
- ご本人の死後の事務や手続きなど (例外もあり)

各種関係機関

●成年後見制度の利用・申立て

横浜家庭裁判所 小田原支部 後見係	☎ 22-6586
-------------------	-----------

●市長申立て窓口

小田原市役所 高齢介護課	☎ 33-1864
小田原市役所 障がい福祉課	☎ 33-1468

●任意後見 (公証役場)

小田原公証役場	☎ 22-5772
---------	-----------

●成年後見活動団体の無料電話相談

団体名	電話番号
神奈川県弁護士会	045-211-7720
成年後見センター・リーガルサポート神奈川県支部	045-663-9180
神奈川県社会福祉士会 (はあとなあ神奈川)	045-314-5500
コスモス成年後見サポートセンター神奈川県支部	045-222-8628
東京地方税理士会成年後見支援センター	045-315-2070

※「リーガルサポート」は司法書士、「コスモス」は行政書士の団体です。各団体で無料相談受付の曜日・時間が異なりますので、電話でご確認ください。

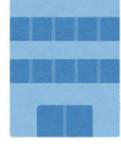
どんな人が成年後見人等になるの?



親族 (親、兄弟など)



弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士など



小田原市社会福祉協議会 (法人後見事業)

ご本人のために、どのような支援が必要かなどの事情に応じて、上記のような候補者のなかから、ふさわしい人 (法人) を家庭裁判所が選びます。現在、小田原市社会福祉協議会も、法人として後見人等となり、支援をしています。

成年後見人等へ支払う金額はどれくらい?

成年後見人等への基本報酬額の目安は、管理財産額が1千万円以下で、月2万円程度とされています。ただし、ご本人の財産状況や支援内容によって、家庭裁判所が金額を決定します。また、申立てに必要な書類 (収入印紙や医師の診断書など) を用意するための費用もかかります。

成年後見制度・任意後見

将来、判断能力が低下したときのために、財産管理や施設への入所などについて、自分に代わって手続きする人をあらかじめ決めておき、公正証書による契約で、その内容と方法を決めておく制度です。

任意後見の良いところ

- 現時点でのご本人の希望を反映できる
「将来、どのような財産管理や介護サービスを受けたいのか」などの要望を具体的に契約書に盛り込むことができます。
- 自分の将来を託す人を自分で決められる
報酬額なども、ご本人と将来の任意後見人との間で自由に取り決めることができます。

利用するまでの流れ

- ①将来、誰にどのような支援を頼むのかを検討し、将来の任意後見人との間で、依頼事項などを相談します。
- ②ご本人と将来の任意後見人が公証役場に行き、公正証書による任意後見契約を結びます。
- 【ご本人の判断能力が低下したら…】
③ご本人、配偶者、四親等以内の親族、将来の任意後見人が家庭裁判所に申立てをします。
- ④家庭裁判所が任意後見監督人 (任意後見人を監督する人) を選任します。
- ⑤任意後見人による支援開始となります。

